

ダム・発電関係市町村全国協議会

常任理事会次第

（ 令和元年10月1日（火）
全国町村会館2階第2会議室 ）

1 開 会

2 会長挨拶

3 政策説明

「電源立地地域対策交付金について」

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力供給室長

森本 将史 氏

4 議 事

(1)理事会の運営について

(2)役員の選任について

(3)令和2年度予算編成に向けた要望事項（案）について

(4)その他

5 閉 会

ダム・発電関係市町村全国協議会

会長・副会長・常任理事・監事名簿

顧問	山本拓	(衆議院議員)
〃	細田博之	(衆議院議員)
〃	中谷元	(衆議院議員)
会長	辻一幸	(山梨県早川町長)
副会長	浜田正利	(北海道新得町長)
〃	河村文夫	(東京都奥多摩町長)
〃	中山正隆	(和歌山県有田川町長)
〃	日高政勝	(鹿児島県さつま町長)
常任理事	関和典	(青森県西目屋村長)
〃	原田眞樹	(山形県庄内町長)
〃	豊田稔	(茨城県北茨城市長)
〃	山田憲昭	(石川県白山市長)
〃	貴舟豊	(長野県大桑村長)
〃	伊藤実	(愛知県豊根村長)
〃	田島健一	(佐賀県白石町長)
〃	上田泰弘	(熊本県美里町長)
監事	佐々木文明	(秋田県藤里町長)
〃	山名宗悟	(兵庫県神河町長)
〃	速水雄一	(島根県雲南市長)

電源立地地域対策交付金について

令和元年 10月1日

資源エネルギー庁
電力供給室長
森本 将史

電源立地対策の制度趣旨

発電所建設による利益を立地地域へ還元

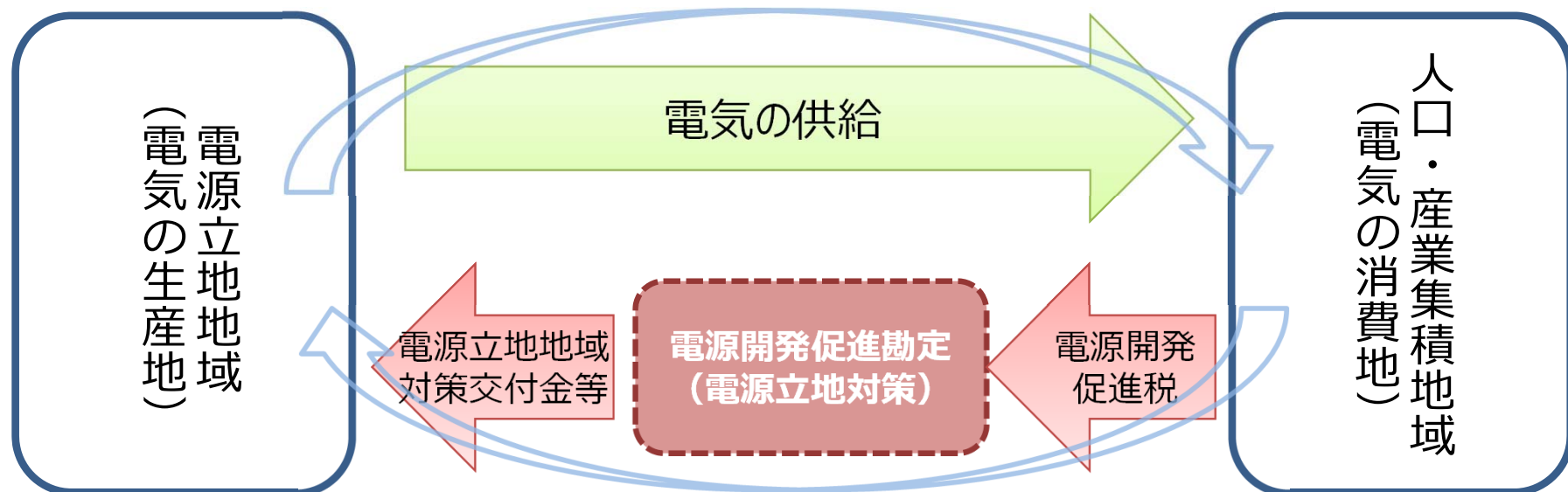
電気を大量消費する地域が享受する利益を、
電気の生産地である立地地域へ還元



地元住民の理解・協力のもと、発電所の建設・運転を円滑に

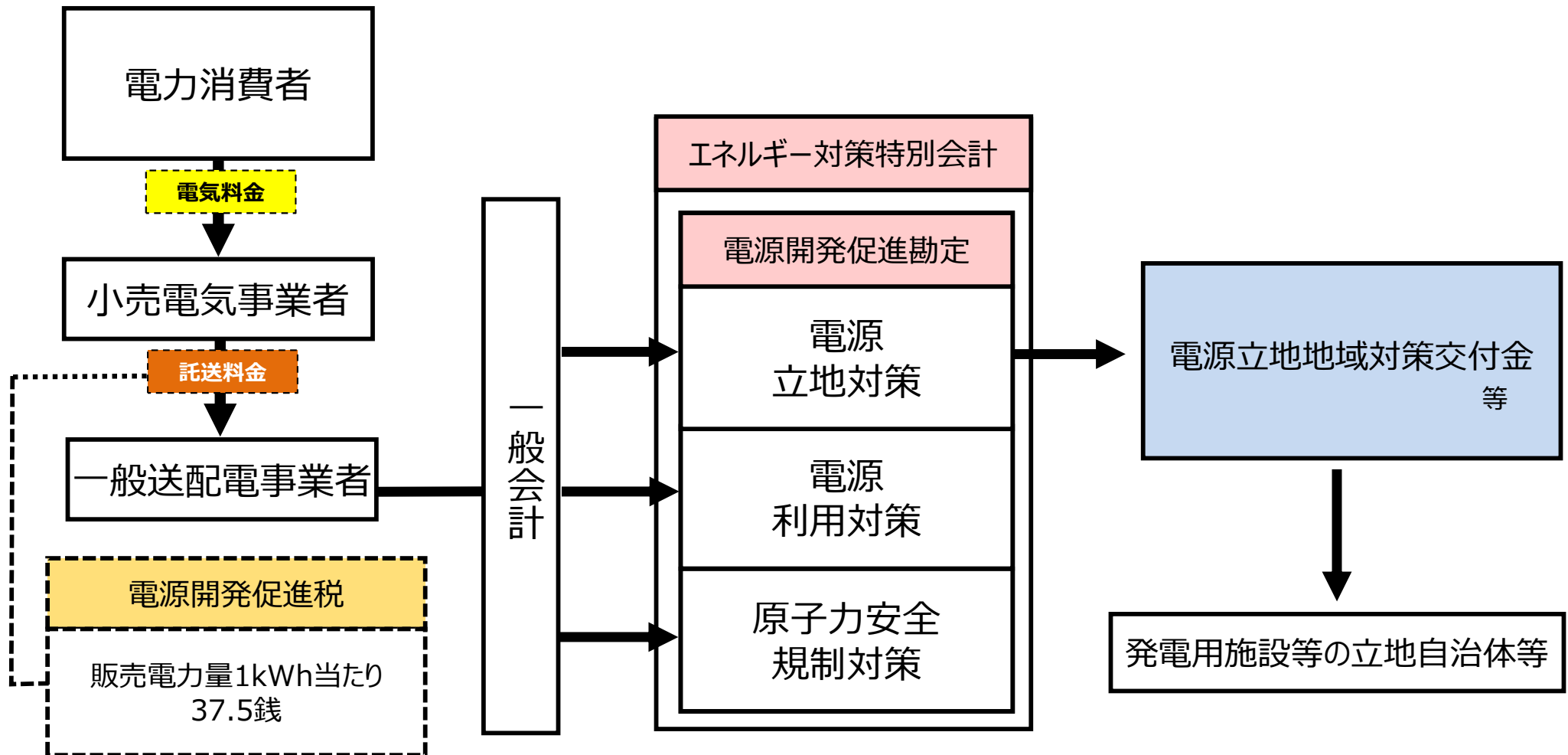


国民生活や経済活動に不可欠な電気の安定供給へ



電源立地対策の概要

- 電源開発促進税は、一般送配電事業者の送配電網を介して供給する電気に課税されている（37.5銭/kWh）。その性質上、電力消費者が公平に負担すべきものとして、電気料金の一部として税を負担。
- 電源立地対策では、この電源開発促進税を財源として、原子力・水力・地熱等の発電用施設の設置の促進及び運転の円滑化のため、電源立地地域対策交付金を始めとする財政措置を講じている。



（※）平成19年4月1日に「電源開発促進対策特別会計法」は廃止され、「特別会計に関する法律」に引き継がれた。

エネルギー対策特別会計 電源開発促進勘定

- 電源開発促進勘定は、利用目的に応じて3つの会計区分が存在。
- 平成24年に原子力安全規制のための原子力安全規制対策を設置するなどの制度改正を実施。

※平成31年度予算額（カッコ内は平成30年度予算額）

電源開発促進税 3,300億円（3,230億円）

一般会計

剰余金等 213億円（298億円）

周辺地域整備資金 2億円（25億円） (※)

(※) 周辺地域整備資金…

- ・ 原子力発電所の建設にあたっては、進捗状況によって、必要となる交付金額の変動が大きく、また、新規の建設には、一定時期に巨額の交付金需要が集中する。
- ・ そのため、必要な交付金の交付にあたり、収入と支出に大きな差異を生じることが明らかであることから、そのギャップを埋めるため将来確実に必要となる交付金額をあらかじめ積み立てておくもの（特会法に基づき、平成15年度に設置。令和元年度に取崩し終了予定）。

電源開発促進勘定（3,330億円（3,390億円））

電源立地対策：

1,708億円（1,770億円）

＜経産省分：1,568億円（1,629億円）＞

- 電源立地地域に対する交付金
- 原子力や核燃料サイクル等への理解促進
- 原賠機構資金交付（平成26年度～）

等

＜文科省分：140億円（140億円）＞

電源利用対策：

1,098億円（1,094億円）

＜経産省分：137億円（141億円）＞

- 既存の原子力発電所の安全性向上のための取組
- 安定・効率的な電力供給のための取組

等

＜文科省分：952億円（948億円）＞

＜環境省分：8億円（5億円）＞

原子力安全規制対策：

524億円（527億円）

＜環境省分：

391億円（399億円）＞

＜内閣府分：

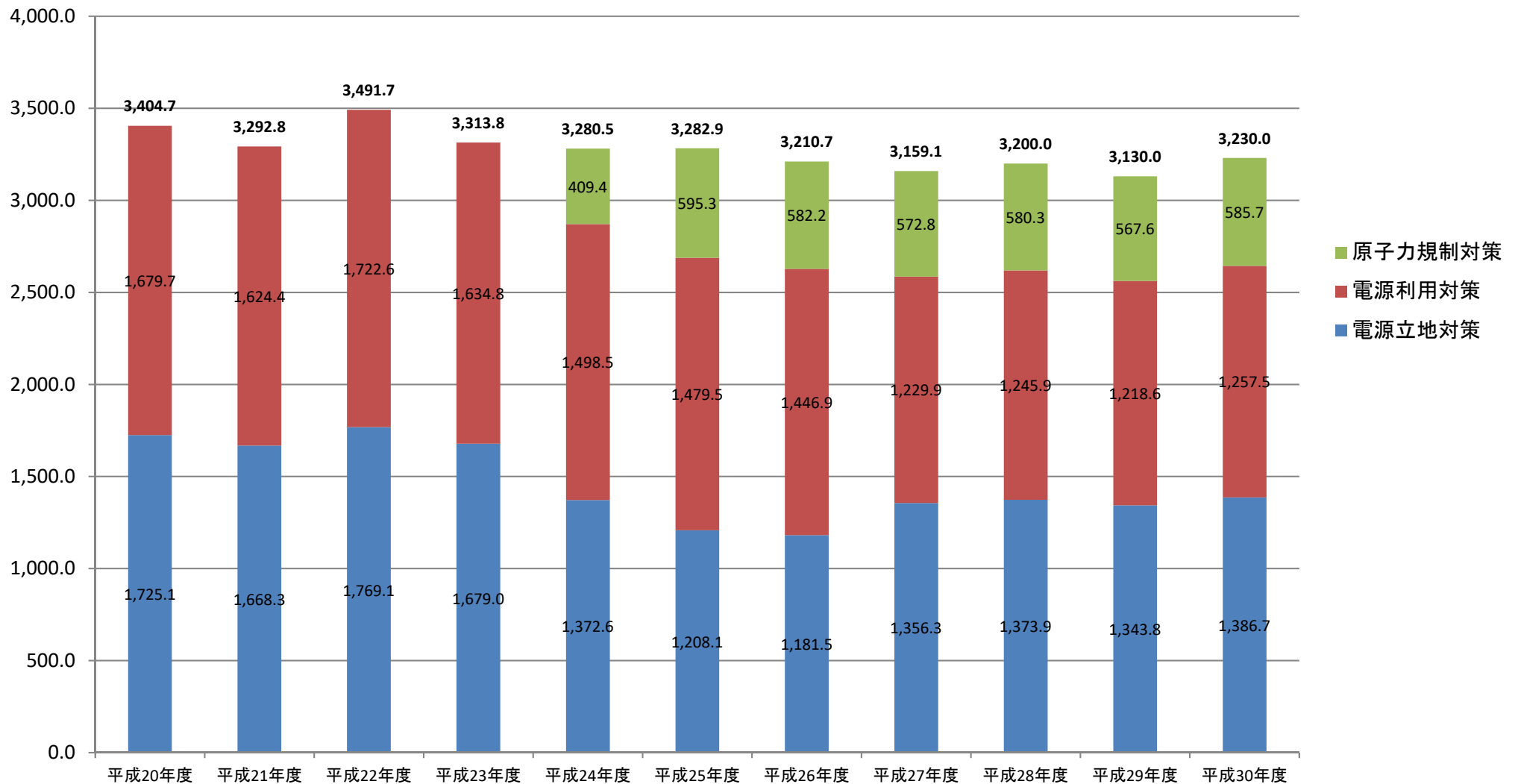
133億円（127億円）＞

電促税収の推移（対策別）

- 電促税収は、ここ約10年で微減傾向であるが、おおよそ3,100～3,300億円程度で推移。
- 平成24年度以降、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、電源立地対策及び電源利用対策に加え、原子力規制対策が設置されている。

（億円）

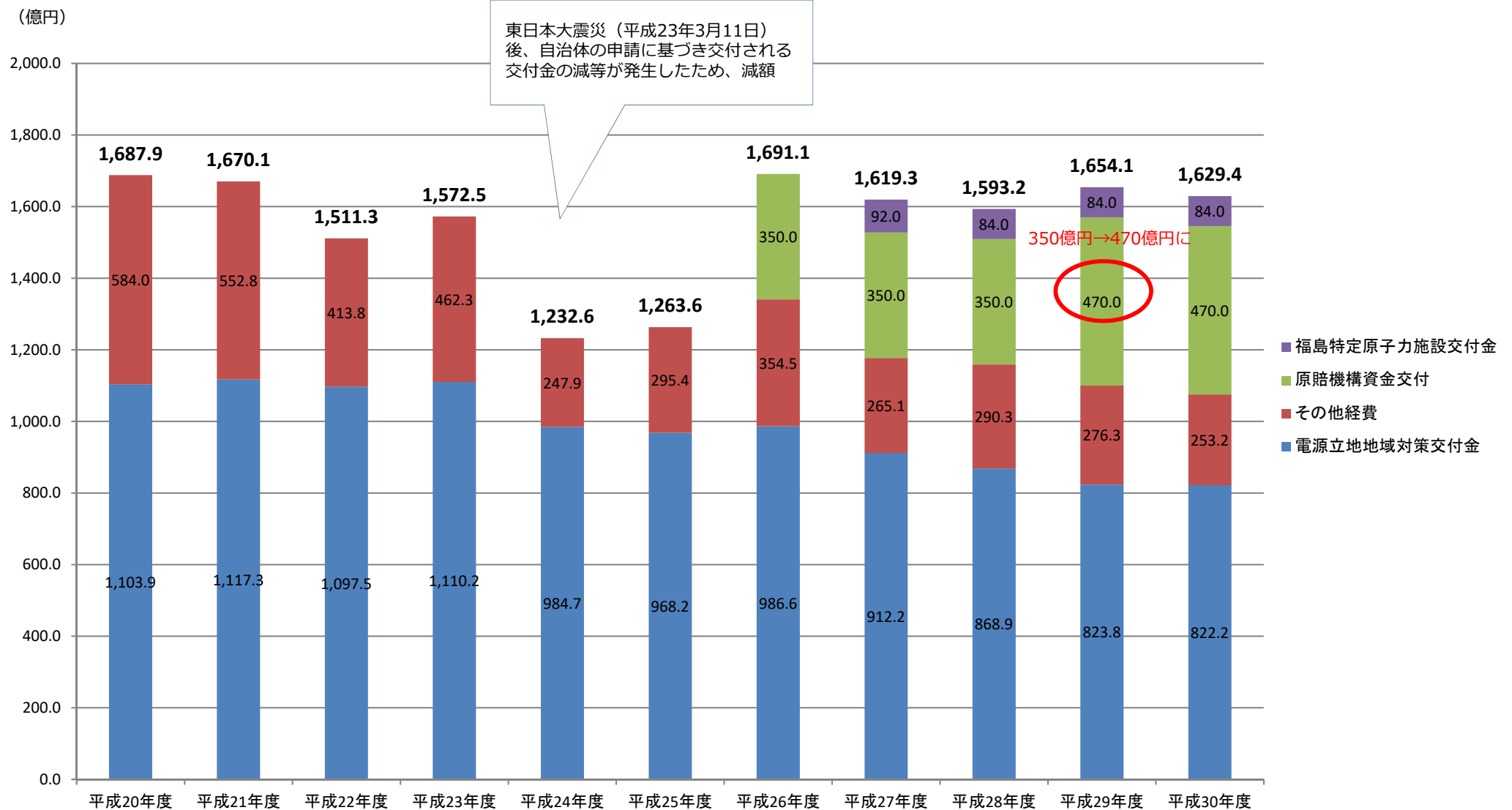
※平成29年度、平成30年度は、予算額ベース



電源立地対策（経産省分）の歳出構造

- 経産省分の電源立地対策の太宗は、電源立地地域対策交付金。ただし、廃炉の進展や、立地促進相当部分の期間終了等に起因し、近年は微減傾向。
- 平成26年度以降、福島向けの交付金が歳出の大きな要因となっている。

（平成26年度～：原賠機構への交付金（350億円（平成29年度以降470億円））
 （平成27年度～：福島特定原子力施設地域振興交付金（84億円））※予算額ベース



電源立地地域対策交付金

令和2年度概算要求額 **806.8億円（809.0億円）**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
電力基盤整備課
03-3501-1749

事業の内容

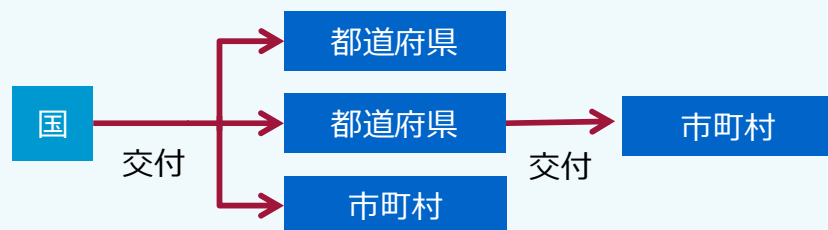
事業目的・概要

- 発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図るため、発電用施設等が立地する地方公共団体に対し、出力、発電電力量等によって算出される交付限度額の範囲内で交付金を交付します。
- この交付金は、電源立地地域における住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業の費用に充てることができます。

成果目標

- 住民の生活の利便性の向上や産業振興を目的として行われる各種の事業への支援を通じ、すべての交付先の自治体において発電用施設の設置・運転の円滑化について地域住民の理解の促進を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営事業

企業導入・産業活性化に資する事業

- 企業の導入促進のための事業
- 地域の産業の近代化及び活性化のための事業 等

福祉対策に資する事業

- 社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営 等

地域活性化に資する事業

- 地域の産業振興に資する事業
- 地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業
- 地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業 等

給付金交付助成事業 等

電源立地地域対策交付金の概要

(凡例)

 : 原子力 (研究開発施設、核燃料サイクル施設含む)

 : 水力  : 地熱  : 火力

対象電源	交付金枠(相当部分)	調査の翌年	立地可能性	着工	着工の翌年	運転開始の翌年	運転開始後5年	運転開始後15年	運転終了
    (沖縄)	電源立地等初期対策交付金								
    (沖縄)	電源立地促進対策交付金								
	原子力発電施設等周辺地域交付金								
   	電力移出県等交付金								
	原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金								(※)
	水力発電施設周辺地域交付金 ※運転開始後15年後から最大40年間								
	核燃料サイクル施設交付金 (建設段階)								
	核燃料サイクル施設交付金 (運転段階)								

(※) 廃炉後、使用済み燃料が貯蔵されている場合は、その貯蔵量に応じて交付。

水力発電施設周辺地域交付金相当部分

対象電源



水 力

※対象水力発電施設に係る貯水池・調整池、ダム、特定区間（減水区間）を含む。

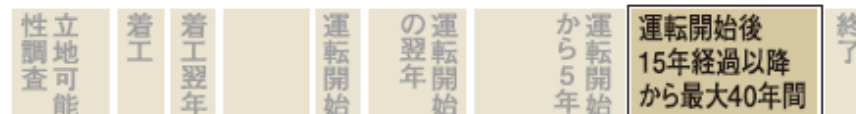
基本的な交付スキーム



交付対象者

運転開始後15年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力の合計が1,000kW以上で、かつ、基準発電電力量の合計が500万kWh以上の水力発電所がある市町村へ、都道府県を通じて交付。

交付期間



7年間（ただし、当該期間中に水力発電施設周辺市町村が、電気事業者等の行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、最大40年の交付を受けることが可能）。

交付限度額

●算定交付限度額：算定発電電力量（kWh）×5.9銭（揚水は2.95銭）

- ①算定交付限度額が平成22年度交付限度額を上回る場合、上回る部分に1/10を乗じた額に平成22年度交付限度額を加算した額
- ②算定交付限度額が1億円を上回る場合、1億円を上回る部分について、上回る額の1/2を1億円に加算した額
- ③算定交付限度額が平成22年度交付限度額の2/3を下回る場合、平成22年度交付限度額の2/3の額
- ④最低保証額440万円（最高限度額なし）

※算定発電電力量・・・過去10年間の年間平均発電電力量を対象水力発電施設の市町村の数で除した値
対象水力発電施設・・・発電所、貯水池・調整池、ダム、特定区間（取水口から放水口までの区間等）

理事会の運営について

1.日 時 令和元年 11 月 25 日（月） 14 時～15 時（予定）

2.会 場 全国町村会館 2 階 ホールA

3.出 席 者 本協議会理事

4.次 第

(1)開会

(2)会長挨拶

(3)政策説明（予定）

① 令和 2 年度水力発電関係予算概算要求等について

② 水力交付金の延長について

(4)議事

① 役員の選任について

② 「ダム・発電関係市町村振興対策の充実・強化に関する要望」(案)
について

(5)その他

・ 「ダム・発電関係市町村等振興議員連盟」との合同勉強会について

5.要請活動

(1)理事会終了後、関係国会議員及び関係省庁幹部に対し要請活動を行う。

(2)出席理事は、適宜地元選出国会議員等に対し要請活動を行う。

役員の選任について

本協議会の役員は、本年 11 月で 2 年間の任期を迎えるが、水力交付金が令和 2 年度末で交付期限を迎え、その延長について強力に要望をしていく必要がある。

また近年、全国的に豪雨や土砂災害、地震、台風等の災害が多発し、ダム発電周辺市町村を取り巻く状況を注視し、引き続き水源地域の振興を推進していかなければならない。

これを踏まえ、11 月 25 日に開催する理事会においては、原則として現役員を再任することとしてはどうか。

なお、欠員となる役員については補充を行う必要があるが、支部のない県では規約に基づくブロック別の選出が事実上困難であること等から、別紙の方法により、選任することとしてはどうか。

役員の補充選任の方法について

〔 令和元年 10 月 1 日
常 任 理 事 会 〕

副会長等の役員の補充選任にあたっては、以下の方法に即して次期役員の候補者を選出した後、事務局が、当該候補者の了承を得て、最終的に 11 月 25 日に開催する理事会における役員候補者の名簿に登載し、「次期役員の選任」の一環として補充選任を行うこととする。

1. 副会長

各地区の中で、常任理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、当該地区の常任理事が欠員の場合、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

なお、常任理事歴が同一の市町村長が複数いる場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する（常任理事、監事等も同様）。

2. 常任理事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

3. 監 事

各地区の中で、理事歴の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、理事歴の一番長い市町村長が常任理事の候補として選出された場合は、二番目に長い市町村長を候補として選出する。

4. 理 事

支部のない都道府県で欠員がある場合、旧発電関係市町村全国協議会及び旧ダム所在市町村全国協議会を含め、本協議会への加入期間の一番長い市町村長を候補として選出する。

但し、同一の加入年月日の市町村が複数の場合、会長が指名する。

ダム・発電関係市町村全国協議会規約（抜粋）

（役 員）

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	4 名
監 事	3 名
常任理事	若干名
理 事	若干名

（選 任）

第7条 理事は、都道府県を代表する者として、都道府県支部等より推薦を受けた市町村長をもってこれに充てる。

2. 都道府県別の理事の定数は次のとおりとする。

20市町村以上の会員を有する都道府県	2名以内
20市町村未満の会員を有する都道府県	1名

3. 会長、副会長、常任理事及び監事は、第1項により選任された理事の中から、別記の地区別定数により理事会において選任する。

（任 期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

なお、任期満了後であっても、後任者が決定するまでその職務を行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、役員の一部に欠員を生じたとき補充選任される役員の任期は前任者の残任期間とする。

（職 務）

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3. 理事は会員を代議する。

4. 常任理事は会務の執行にあたる。

5. 監事は会計を監査し、常任理事会および理事会に出席して意見を述べるができる。

附 則

1. 略

2. 略

3. 平成19年11月26日現在において、発電関係市町村全国協議会及びダム所在市町村全国協議会の役員の任にある者は、第6条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、当分の間、本会の役員とする。